

安全確認ができないケースについての対応例

【家庭訪問時に不在である場合】

- 初回の家庭訪問時に不在の場合、室内の点燈を確認して再度訪問したり、電気メーターの回転速度等を確認して在宅かどうか判断して訪問するようにしている。

- 子どもの洗濯物が屋外に干してある、自転車やベビーカーが家の前に置いてある、など外から見てわかる範囲で在宅かどうか判断して訪問している。

- 何度か家庭訪問しても不在である場合には、深夜、早朝に当該家庭の周辺を調査し、生活リズムを把握した上で在宅と思われる時間帯に訪問するなどしている。

- 頻繁に泣き声が聞こえるなどという通告の場合には、泣き声がよく聞こえる時間帯を絞り込んで訪問するようにしており、主任児童委員、民生委員等の協力を仰ぎ、その時間帯又は近い時間帯に周辺調査を依頼するなどしている。

- どうしても会えない場合には、夜間も引き続き調査を行い、帰宅したところで接触したこともある。

○アパート等集合住宅の場合には、その集合住宅の持ち主や管理人に事情を伝えて協力依頼を行い、部屋の中を確認してもらったことがある。

○親族が分かっている場合には、その親族に事情を伝えて協力依頼を行い、部屋の解錠を依頼したことがある。

【建物や部屋番号などが特定できない場合】

○建物や部屋番号が特定できない通告内容の場合には、付近の住居に通告概要を記載した手紙を置いてきて情報収集して絞り込みを行い、ある程度、建物が特定できた場合がある。

○通告者のプライバシーは守られることを前提に、「通告者の氏名、住所、連絡先」などを教えてもらい、たとえばマンション等のオートロックシステムの解錠を依頼したり、通告者宅を訪問して虐待状況の詳細な聞き取り調査を行うなど、必要に応じて安全確認協力や情報提供を依頼することがある。

【長期にわたり接触を拒んだ場合】

○長期間にわたり不登校、引き込み等で、家庭訪問にもまったく応じないような場合には、このままの状態が続くと出頭要求や立入調査、警察の介入など、強制的な介入を視野に入れざるを得ないといった内容の手紙を家庭訪問時に置いてくることで保護者に危機感を持たせ、安全確認が行えたこともある。

【当初接触できていたものの途中から接触できなくなった場合】

○当初は保護者と接触できていたものの、その後、接触が取れなくなった場合には、それまでの間に保護者から調査した項目から勤務先を割り出し、当該勤務先を訪問して保護者と面会を行ったこともある。

○安全確認後のネットワーク会議で情報共有を行い、保護者へのソフトな対応を心掛けたことで、保護者とも頻繁に接触できるようになり、保育所への入園につながったことがある。

【住民票がなく居住者の特定ができない場合】

○アパート等集合住宅に住んでいて、住民票がなく居住者の特定ができない場合には、直接、面接して確認する以外に方法はないため、管理人に事情を説明して情報を提供してもらったことがある。

(案)

雇 児 総 発 第 号
平 成 年 月 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児 童 相 談 所 設 置 市 } 児 童 福 祉 主 管 部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

居住者が特定できない事案における出頭要求等について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今般、大阪市において母親が2人の幼児を自宅に放置したまま家に戻らず死亡に至った事件が発生したところである。この事件は、児童相談所に通告があり、その後、家庭訪問を重ねたにも関わらず当該児童の安全確認が行えないまま事件が発生したものであるが、当該家庭については住民登録がなされておらず、居住者が特定できていなかったとのことである。

このため、居住者が特定できない事案における出頭要求等については、下記の点に留意し、児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 関係機関への協力要請

児童相談所が児童虐待に係る通告を受けたときは、子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされているが、家庭訪問等を実施しても居住者が特定できないような場合には、さらに近隣住民や関係機関の協力を得つつ、居住者の特定及び児童の安全確認に努めること。

なお、関係機関の協力を求める場合には、要保護児童対策地域協議会の活用もできること。

2 出頭要求等の活用

上記1によっても、子どもの安全確認ができない場合等において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、「児童の安全確認の徹底について」（平成22年8月2日雇児総発0802第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）においてお願いしたとおり、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第8条の2の出頭要求、法第9条第1項の立入調査及び立入調査が拒

否等された場合の法第9条の2の再出頭要求（以下「出頭要求等」という。）並びに再出頭要求に応じない場合の法第9条の3の臨検又は搜索の活用も念頭に置いた対応を図ること。

3 保護者や児童の氏名等について

- (1) 出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、上記2のような場合において、調査を尽くした結果、どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならないと考えられることに留意すること。その場合には、例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。
- (2) なお、このような出頭要求等を前提とする臨検又は搜索の裁判官の許可状の発付の可否については、個々の事案に応じて裁判官が判断することとなるが、許可状の請求に当たっては、保護者が再出頭要求に応じなかったこと等を証する資料（法第9条の3第3項）において、前提となる出頭要求等が上記（1）の趣旨を踏まえて適正に実施されたことを明らかにするよう留意すること。

(案)

雇児発 第 号
平成22年 月 日

(各団体の長) 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、児童虐待の現状は、児童相談所における児童虐待相談件数が一貫して増加するとともに、虐待により児童が死亡するという痛ましい事件も跡をたたない状況にあります。

こうした状況を少しでも改善するため、虐待を受けた児童を早期に発見することは、周囲の大人の責務でもあり、児童の心身に重大な被害や影響を最小限にとどめるためにも大変重要です。

つきましては、虐待を受けたと思われる児童を発見した時等には、下記の点について御配慮いただけるようお願い致します。

また、貴会・団体関係者等にもお伝え頂くなど御高配を賜れば幸いです。

記

1 通告先の周知について

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、児童相談所へ通告することが必要であること。この場合、通告者の秘密は守られることとなっています。
- 通告は、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」でその地域を担当する児童相談所につながる事となっています。

2 子どもの安全確認について

通告を受けた児童相談所は、近隣住民やその他の者の協力を得つつ児童の安全確認や調査を行うこととなっており、こうした安全確認や調査について様々な御協力を頂きますよう、お願いいたします。

(参考：昨年度の児童虐待防止推進月間のリーフレット)

主催 厚生労働省・NPO等

守ろうよ
未来を見つめる
小さなひとみ

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに
悩んだときには児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。



オレンジリボンには子ども
虐待を防止するというメッ
セージが込められています。

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

0570-064-000

※一部地域では使えないことがあります。※IP電話からの電話はつながりません。

児童虐待の定義は…

児童虐待とは、

【身体的虐待】	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
【性的虐待】	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
【心理的虐待】	言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと など

子どもを虐待から守るために…

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが大変重要です。

「あなた」からの児童相談所や市町村への連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

また、市町村では、子どもを虐待から守るために、子どもに関係する様々な機関からなるネットワークを作っています。このネットワークの関係機関は、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、いち早く「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけるために、関係機関の十分な連携・協力が大変重要です。

ネットワークの関係機関

- 児童相談所 ●福祉事務所 ●市町村 ●保健所、保健センター ●子育て支援センター ●民生・児童委員 ●保育所
- 幼稚園 ●医療機関 ●学校 ●警察 ●児童福祉施設 ●民間の相談機関 など

「虐待を受けたと思われる子ども」がいた時の連絡は…

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

平成21年10月1日より「児童相談所全国共通ダイヤル」の運用を開始します。

※ お住まいの地域を管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号等を押していただくことがあります。

(ブッシュ信号が出せない電話からは入力できません。)

※ 一部、本システムに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)

※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。

最寄りの児童相談所の所在地などは

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html> で見ることができます。

○ 児童虐待防止対策協議会 関係団体

- 1 (社) 全国保健センター連合会
- 2 (社) 日本医師会
- 3 (社) 日本看護協会
- 4 (社) 日本歯科医師会
- 5 (社) 日本PTA全国協議会
- 6 全国家庭相談員連絡協議会
- 7 全国国公立幼稚園長会
- 8 全国児童自立支援施設協議会
- 9 全国児童相談所長会
- 10 全国児童養護施設協議会
- 11 全国情短施設協議会
- 12 全国人権擁護委員連合会
- 13 全国乳児福祉協議会
- 14 全国保健師長会
- 15 全国保健所長会
- 16 全国民生委員児童委員連合会
- 17 全国養護教諭連絡協議会
- 18 全国連合小学校長会
- 19 全日本私立幼稚園連合会
- 20 日本子ども家庭総合研究所
- 21 日本子ども虐待防止学会
- 22 日本弁護士連合会
- 23 (福) 子どもの虐待防止センター
- 24 (福) 日本保育協会
- 25 日本私立小学校連合会
- 26 日本私立中学高等学校連合会
- 27 全国高等学校長協会
- 28 全日本中学校長会
- 29 (特) チャイルドライン支援センター
- 30 (財) 全国里親会
- 31 全国母子生活支援施設協議会
- 32 (社) 全国私立保育園連盟
- 33 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
- 34 子どもの虹情報研修センター
- 35 (特) 児童虐待防止全国ネットワーク
- 36 全国児童家庭支援センター協議会
- 37 全国自立援助ホーム連絡協議会
- 38 全国保育協議会
- 39 (福) 全国社会福祉協議会
- 40 (社) 日本助産師会